

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについて

藤岡市介護保険課

## 1. 軽度者に対する福祉用具の貸与について

要介護1および要支援1、要支援2の軽度者（以下「軽度者」という）の指定福祉用具については、その状態像から見て使用が想定しにくい、「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」は、原則として保険給付の対象外となっています。

また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」については、要介護1に加え、要介護2、要介護3の方についても原則として対象外となっています。（表1）

しかし、厚生労働大臣が定める状態像（平成27年第94号告示第31号イで定める状態）に該当する者については、市の確認を得る等、一定の条件を満たす場合には例外的に保険給付の対象となります。

軽度者に対して福祉用具貸与を行おうとする場合は、本冊子を参考にして、適切な手続きを行ってください。

（表1）指定福祉用具種目

（○：可 ×：原則不可）

	種目	軽度者への貸与
1	車いす	×
2	車いす付属品	×
3	特殊寝台	×
4	特殊寝台付属品	×
5	床ずれ防止用具	×
6	体位変換器	×
7	手すり	○
8	スロープ	○
9	歩行器	○
10	歩行器補助つえ	○
11	認知症老人徘徊感知機器	×
12	移動用リフト（つり具の部分を除く）	×
13	自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のもの）	○
	// （上記以外のもの）	×要介護2、3も×

## 2. 例外的貸与対象者

例外的貸与の妥当性については、原則として（表2）のとおり、要介護認定調査（基本調査）の直近の結果を用いて客観的に判定することとされています。

厚生労働大臣が定める（表2）（H27厚生労働省告示第94号第31号イ）の状態像に該当する方は、軽度者であっても対象外種目の貸与について保険給付の対象となります。

(表2)

対象外種目	厚生労働大臣が定める状態像 (H27 厚生労働省告示第94号第31号イ)	該当する基本調査項目 および判断基準
車いす及び 車いす附属品 (一),(二)の いずれかに該当	(一)日常的に歩行が困難な者	1-7 歩行「できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	なし※
特殊寝台及び 特殊寝台附属品 (一),(二)の いずれかに該当	(一)日常的に起き上がりが困難な者	1-4 起き上がり 「できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り 「できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 寝返り 「できない」
認知症老人徘徊 感知機器 (一),(二)の いずれにも該当	(一)意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者	3-1 意思の伝達 「できる」以外 又は 3-2~3-7のうちいずれかが 「できない」 又は 3-8~4-15のうち いずれかが「ない」以外 その他主治医意見書において 認知症の症状が記載されてい る場合も含む
	(二)移動において全介助を必要としない者	2-2 移動 「全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く) (一)~(三)の いずれかに該当	(一)日常的に立ち上がりが困難な者 (立ち上がり補助機能付き椅子等)	1-8 立ち上がり 「できない」
	(二)移乗が一部介助または全介助を必要 とする者(昇降座椅子)	2-1 移乗「一部介助」 又は「全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要 と認められる者(段差解消機)	なし※
5 ページ以降で述べる「確認依頼書等」が不要となるのは「段差解消機」のみとなります。		
自動排泄処理装置 (一),(二)の いずれにも該当	(一)排便が全介助を必要とする者	2-6 排便「全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	2-1 移乗「全介助」

※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報および福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業所が判断する。(確認依頼書等不要)

### 3 「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」による確認

厚生労働大臣が定める（表2）第94号告示第31号イの状態像（以下「告示で定める状態像」という）に該当しない場合は、「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」等（以下「確認依頼書等」という）の提出が必要となります。

次の i) ～ iii) のいずれかに該当することが医師の医学的所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されている場合に、「確認依頼書等」が市に提出されることで、保険給付の対象とすることが可能になります。

※「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」の様式は藤岡市ホームページからダウンロードできます。

トップページ→健康・福祉→高齢者福祉・介護→各種申請書・様式ダウンロード

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める状態像に該当する者（状態の変化）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める状態像に該当することが確実に見込まれる者（急性増悪）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める状態像に該当すると判断できる者（医師禁忌）

### 4 「医学的所見」について

例外給付に係る医師の医学的所見は、主治医意見書、診断書または介護支援専門員が求めた医師の所見のいずれかにおいて上記 i) ～ iii) の状態に該当することが明確に判断できる内容が記載されていることが必要です。

つまり、単に「医師が福祉用具貸与が必要であると言っている」場合や、「病名が合致している」だけでは適切に判断されているとは言えません。

また、特殊寝台の場合は、「起き上がり」または「寝返り」が日常的に困難であることが告示で定める状態像です。医師の所見が「布団では立ち上がりが困難」、「ふらつくと転倒の危険を予防する」のみでは告示に定める状態像とは言えません。

医師に医学的な所見を求める場合は、（表3）「具体的な状態像や疾患の事例」を参考に、十分な説明をしたうえで、i) ～ iii) の状態像に該当するかを確認し、具体的な内容を聴取してください。

(表3) 具体的な状態像や疾患の事例

事例類型	福祉用具種目の例	疾患の事例
i) 状態の変化	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状の軽快・増悪を起こす現象（オン・オフ現象）が頻繁に起き、日によって臥位からの起き上がりが困難になる。
		重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって臥位からの起き上がりが困難になる。（または畳からポータブルトイレへの移乗が困難になる。）
ii) 急性増悪	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器 移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していたが、急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態になると確実に見込まれる。
iii) 医師禁忌	特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。
		重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。
		重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。
	床ずれ防止用具・ 体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺により、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により床ずれの危険性を回避する必要がある。
	移動用リフト	人工関節の手術後であり、移動用リフトにより立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。

※あくまで例示であり、上記の事例以外であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合があります。

## 5 「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」等の提出方法について

### ①被保険者の状態の確認

- ・介護支援専門員は、利用者の状態が告示で定める状態像に該当する可能性があるかどうか確認する。

### ②医師の医学的所見の確認

- ・介護支援専門員は、利用者の状態が告示で定める状態像に該当するかどうか、医師の所見を確認する。

※確認方法は次のいずれか

- a 主治医意見書
- b 医師の診断書
- c 介護支援専門員が求めた医師の所見

方法：医師が確認依頼書に直接記入する他、居宅介護サービス計画旧第5表等の流用も可とします。

※医師に所見を求める場合は、「確認依頼書等」の提出期限から逆算し、時間に余裕を持って対応してください。

### ③サービス担当者会議の開催

- ・②において、告示で定める状態像に該当するとの医学的な所見が示された場合、介護支援専門員はサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具を貸与することが当該利用者にとって特に必要であるかどうかを判断する。
- ・また、その結果はサービス担当者会議の記録等として記載しておく。

### ④確認依頼書等の提出

- ・①から③において、福祉用具を貸与することが当該利用者にとって特に必要であると判断した場合、介護支援専門員は市介護保険課に下記書類を提出する。

- a 軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書
- b 居宅サービス計画書（第1、2、4表）の写し
- c ②のa～cのいずれか

※要支援の場合はbに代え「介護予防サービス・支援計画書」、「介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)」の写しを提出してください。

### ⑤市介護保険課における確認

- ・「確認依頼書等」により、保険給付の可否を判断する。
- ・その結果は「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」の写しにその旨記載し、介護支援専門員に返却する。

## 6 「軽度者の福祉用具貸与に係る確認依頼書」等の提出時期について

### ①新規に貸与を開始するとき

原則として貸与開始月の前月末までに提出してください。急遽福祉用具が必要になった場合や転入等により、やむを得ず当月中に提出する場合は、提出時にその旨を伝えて下さい。貸与開始時月を過ぎて「確認依頼書等」を提出した場合は、提出された月からの保険給付となりますので、ご注意ください。

### ②再提出するとき

次の場合は、再度「確認依頼書等」を提出してください。

- a 要介護・要支援認定が更新されたとき
- b 要介護・要支援認定の区分変更を行ったとき

※支援事業者が変更になったときは、再提出の必要はありませんが、福祉用具の例外給付を受けている旨の引き継ぎを行っておいてください。

### ③区分変更申請中、新規申請中（要支援者の要介護新規申請を含む）

- a 「要支援1, 2」、「要介護1」等の利用者が、状態の悪化による区分変更申請中で、認定結果がまだ出ていない場合

→ 明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置の場合は要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除き、貸与開始前に「確認依頼書等」を提出してください。

- b 新規申請中で認定結果が出ていない場合

→ 明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置の場合は要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除き、貸与開始前に「確認依頼書等」を提出してください。新規申請中のサービス利用は、暫定ケアプランに基づき提供されますので、暫定ケアプランとの整合性がとれた「確認依頼書等」を提出してください。

### ④福祉用具貸与をすでに利用している場合

- a 区分変更申請（要支援者の新規要介護認定申請を含む）の場合

→ 明らかに要介護2以上（自動排泄処理装置の場合は要介護4以上）の認定結果が想定される場合を除き、区分変更申請と同時に「確認依頼書等」提出してください。

- b 更新申請の場合

→ 更新申請の認定結果が軽度者に該当した場合は、更新の認定有効期間開始日前に「確認依頼書等」を提出してください。認定結果が出るのが、有効期間開始日以後になった場合は、認定結果通知後、速やかに提出してください。

※認定結果が出る前であっても、認定調査時の状況等により、軽度者に該当すると見込まれる場合は、有効期間開始日前までに提出してください。